

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

中部電力株式会社

愛知県名古屋市東区東新町 1 番地

2. 指名停止措置期間

令和 6 年 4 月 2 6 日から

令和 6 年 6 月 2 5 日まで (3 ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

中部運輸局管轄区域(愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

公正取引委員会は、令和 6 年 3 月 4 日(月)に、中部電力(株)、中部電力ミライズ(株)、東邦瓦斯(株)について、独禁法第 3 条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)があったとして、中部電力ミライズ(株)に排除措置命令及び課徴金納付命令、中部電力(株)に課徴金納付命令を行った

5. 競争参加資格の種類

建設

(指名停止措置要領別表第 2)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第 12 号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 2 ヶ月以上 9 ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

中部電力ミライズ株式会社

愛知県名古屋市東区東新町 1 番地

2. 指名停止措置期間

令和 6 年 4 月 2 6 日から

令和 6 年 6 月 2 5 日まで (3 ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

中部運輸局管轄区域(愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

公正取引委員会は、令和 6 年 3 月 4 日(月)に、中部電力(株)、中部電力ミライズ(株)、東邦瓦斯(株)について、独禁法第 3 条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)があったとして、中部電力ミライズ(株)に排除措置命令及び課徴金納付命令、中部電力(株)に課徴金納付命令を行った

5. 競争参加資格の種類

建設

(指名停止措置要領別表第 2)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第 12 号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 2 ヶ月以上 9 ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

東邦瓦斯株式会社

愛知県名古屋市熱田区桜田町19番18号

2. 指名停止措置期間

令和6年4月26日から

令和6年6月25日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

中部運輸局管轄区域（愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

公正取引委員会は、令和6年3月4日（月）に、中部電力（株）、中部電力ミライズ（株）、東邦瓦斯（株）について、独禁法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為（カルテル）があったとして、中部電力ミライズ（株）に排除措置命令及び課徴金納付命令、中部電力（株）に課徴金納付命令を行った

5. 競争参加資格の種類

建設

（指名停止措置要領別表第2）

措置要件	期間
（独占禁止法違反行為） 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2ヶ月以上9ヶ月以内